

④ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

申 社会福祉課 笠間支所福祉課 岩間支所福祉課

問 社会福祉課(内線 263・264)

住民税非課税世帯等に対し、生活・暮らしの支援を目的とした一時金を支給します。

対象世帯

1 住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で笠間市に住民票があり、世帯全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

2 家計急変世帯

申請時点で笠間市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、世帯全員それぞれの年収見込額が、住民税非課税相当額(別表1を参照)以下となる世帯

(年収見込額：令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月収入×12倍)

別表1 非課税相当額参考

扶養している配偶者・親族の人数	収入額	所得額
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.0万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	135.0万円

※住民税非課税世帯・家計急変世帯ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯は除く。

給付額 1世帯当たり10万円を1回支給

※振込先は、原則として世帯主の口座です。

※住民税非課税世帯対象と家計急変世帯対象の給付金の両方を受給することはできません。

支給方法 給付金は原則、確認書等で指定した世帯主の金融機関口座へ振り込みます。振込予定日は、改めて通知書にてご案内します。書類の受付から給付金の振り込みまでは、3週間程度を見込んでいます。

申請方法

1 住民税非課税世帯

対象世帯に対し、市より確認書等をお送りいたします(令和4年2月10日から順次発送)。内容をご確認いただき(変更等がある場合には必要事項を記入)返送することで、手続きは終了です。

2 家計急変世帯

収入減少の状況などについて、個別に相談・確認のうえ、申請が必要となります(申請者は世帯主の方です)。

書類配布場所等から申請書など必要書類を取得し、受付窓口に申請してください。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 Tel 0120-565653 9時～21時(土日・祝日も実施)

茨城県庁内 Tel 029-301-3200 8時30分～22時(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 Tel 029-241-0100 9時～17時(平日のみ)

4 ページ